



報道各位

新潟市文化政策課

文化芸術団体×障がい者施設等 交流支援制度 演奏会・交流会を開催します

新潟市では、障がいのある方が文化芸術に触れる機会をつくること、地域の文化芸術団体の活動の場をつくることを目的に、市内の文化芸術団体と障がい者施設等の交流を支援する取り組みを今年度から開始しました（制度の概要は別紙参照）。

この度、本制度を活用してマッチングした、2つの演奏会・交流会が開催されますので、ぜひ取材と広報にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

越王太鼓保存会 × (社福)とよさか福祉会 クローバー

- 【開催日時】 2022年12月13日（火）
①13：00～13：45 ②14：00～14：45
※参加者を入れ替えて2部制（①②同じ内容）
- 【会場】 北区文化会館 ホール
- 【内容】 越王太鼓の生演奏、
簡単なリズムに合わせた太鼓の演奏体験



◎越王太鼓保存会

1990年に国のふるさと創生事業の一環として太鼓を購入。地元のまき夏祭りや、新宿歌舞伎町フェスタ、南米ペルーや台湾での海外公演など、国内外で幅広く活躍中。特別支援学校や老人ホームでの訪問演奏も行っている。

ポップス&ハワイアンバンド アロハ・メイツ × NPO法人eばしょ結屋 結屋

- 【開催日時】 2022年12月15日（木）
10：30～11：30
- 【会場】 内野まちづくりセンター ホール
- 【内容】 ハワイアンやJ-POPなどの演奏、
振付に合わせたダンス・歌唱体験



◎ポップス&ハワイアンバンド アロハ・メイツ

2000年に発足して以来、老人ホームや特別支援学校などで400回以上ボランティア公演を行っている。メンバーは全員60～80代で、楽曲は幅広いレパートリーを持つ。女性コーラスのハーモニーとフラダンスが好評。

【お問い合わせ】 ※取材いただく際は、事前に下記までご連絡ください。

新潟市文化スポーツ部文化政策課 担当：阿久津、安沢

TEL：025-226-2624(直通) E-mail：bunka@city.niigata.lg.jp

文化芸術団体×障がい者施設等 交流支援制度

1. 「文化芸術による共生社会推進事業」とは

事業目的

多様な立場の人々が、文化芸術活動に等しく参加できる機会を創出し、文化芸術活動を通じて、お互いの価値観を共有することで、共生社会の実現を目指す。

R4年度の取り組み

①表現活動調査・アート展示

障がいがある方による表現活動を公募。その内選出された作品を、新潟市美術館や商業施設等で展示する。



①R3年度出展作品

②視覚障がい者を対象とした「Noismからだワークショップ」※新規

世界的に評価を受けている舞踊団の「Noism」と視覚障がい者の交流を目的に、ワークショップを開催。全身を使って手話を表現しダンスをする。



②ワークショップの様子（2022.9.25実施）

③文化芸術団体×障がい福祉施設 交流支援制度 ※新規

次頁以降参照

2. 「文化芸術団体×障がい者施設等 交流支援制度」概要

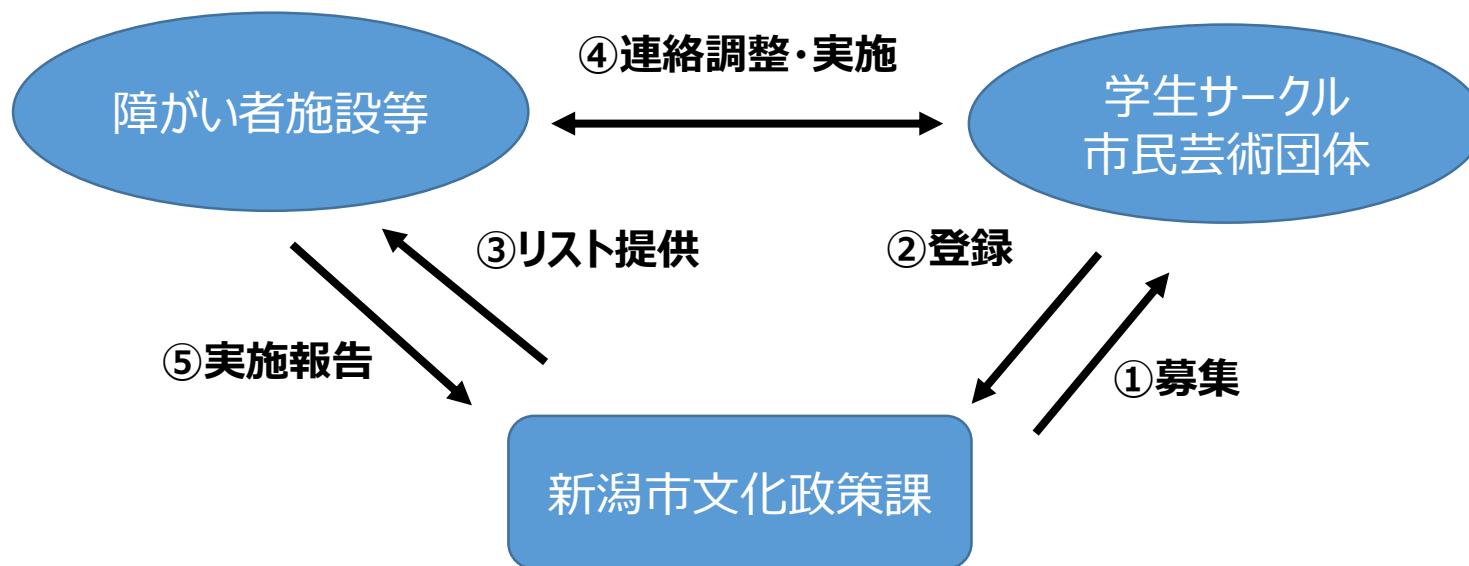
R4年度はトライアル期間と位置づけ、R5年度以降の本格実施に向けた検証を行い、制度の課題や改善点を確認していきます。

制度の目的

- 障がい者の文化芸術に触れる機会の創出や文化芸術活動の支援
- 地域のアーティスト等との交流の場を創出し、継続的な関係性構築に向けたきっかけづくり
- コロナ禍で発表機会が少なくなった文化芸術団体に表現の場を提供

内容

障がい者施設等での文化芸術の披露（交流）が可能な学生サークル、市民芸術団体や個人をリスト化。リストを施設に提供し、団体との直接調整を促し、実演等を行う。



※R4年度については、①は市内の大学と「市民交流ステージ」出演者から募集、③は一部の施設のみに公開

3. 募集方法・利用条件など

募集方法

文化芸術団体

- ・ R4年度 : 「市民交流ステージ」出演団体、市内大学の学生サークルに案内して募集
- ・ R5年度以降 : 市報や市HP等で広く募集 (予定)

◎登録団体数(2022年11月末時点)

「市民交流ステージ」出演団体 : 7 団体
市内大学学生サークル : 1 団体

障がい者施設等

- ・ R4年度 : 一部の施設に個別にリストを提供
- ・ R5年度以降 : 市内の施設に広く提供 (予定)

利用条件など

対 象

- ・ アーティスト : 新潟市内在住、または市内を主な拠点に音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能等の文化芸術活動を行っている団体または個人
- ・ 施 設 : 新潟市内の障がい者施設等

対象分野

- ・ 音楽 (ポップス/ロック、演歌、クラシック、ジャズ、合唱など)
 - ・ 舞踊 (現代舞踊、ダンス、身体表現など)
 - ・ 演劇 (演劇、ミュージカル、人形劇、朗読劇など)
 - ・ 大衆芸能 (落語、漫才、漫談など)
 - ・ 伝統芸能 (能楽、歌舞伎、雅楽、邦楽、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など)
 - ・ 生活文化 (茶道、華道など)
 - ・ 文学 (俳句・短歌、朗読など)
 - ・ メディア芸術 (映画、アニメーション、マンガなど)
 - ・ 美術 (絵画、書、写真、彫刻など)
- ※これら以外でも、文化芸術活動と考えられるものであれば対象とする。

費 用

原則として報償費無料のボランティアとして実施するものとする。